

八尾水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第15号

八尾水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例  
施行規程の一部を改正する規程

第1条 八尾水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和7年大阪広域水道企業団管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用水量の認定)</p> <p>第21条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、次に掲げる水量により行う。<u>ただし、メーターの故障その他の理由で料金算出の基礎となる水量が不明の場合の使用水量の認定は、企業長が別に定める。</u></p> <p>(1) <u>前年同期間の使用水量</u></p> <p>(2) <u>前号の規定によることが適当でない</u>と認められるときは、<u>直前の計量期間における使用水量</u></p> <p>(3) <u>前号の規定によることが適当でない</u>と認められるときは、<u>直前12か月間における平均使用水量</u></p> <p>(4) <u>前号の規定によることが適当でない</u>と認められるときは、<u>10日以上の使用日数に基づく日割計算水量</u></p> <p><u>2 前項各号の規定により認定を行うことが適当でない</u>と認められる場合は、<u>その都度最善な方法により行うものとする。</u></p> <p><u>3 使用水量の認定において、1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(共同住宅等の料金の算定及び徴収の特例)</p> <p>第23条 (略)</p>	<p>(使用水量の認定)</p> <p>第21条 条例第29条の規定による使用水量の<u>認定方法は、企業長が別に定める。</u></p> <p>(共同住宅等の料金の算定及び徴収の特例)</p> <p>第23条 (略)</p>

<p><u>2</u> 前項に該当する場合において、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして料金を算定するときは、当該各戸又は各箇所に25ミリメートルの口径のメーターが設置されているものとして算定する。</p> <p><u>3</u> 第1項に該当する場合のほか、各戸の使用水量を一括表示により計量できる共同住宅等で、企業長が必要と認めるときは、別に定めるところにより、当該共同住宅等の各戸の使用水量を計量し、それぞれに条例第26条の規定を適用して当該各戸の料金を算定することができる。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 第3項の規定の適用を受ける共同住宅等について、当該共同住宅等に係るメーターにより計量した水量が各戸の使用水量の合計を超えるときは、企業長は別に定めるところにより、当該超えた水量に係る料金を使用者、所有者又は管理人から徴収する。</p> <p><u>6</u> 第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする住宅の使用人は、別に定めるところにより、これを企業長に申し込み、料金その他の取扱いに関し契約を締結しなければならない。</p>	<p><u>2</u> 前項に該当する場合のほか、各戸の使用水量を一括表示により計量できる共同住宅等で、企業長が必要と認めるときは、別に定めるところにより、当該共同住宅等の各戸の使用水量を計量し、それぞれに条例第26条の規定を適用して当該各戸の料金を算定することができる。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 第2項の規定の適用を受ける共同住宅等について、当該共同住宅等に係るメーターにより計量した水量が各戸の使用水量の合計を超えるときは、企業長は別に定めるところにより、当該超えた水量に係る料金を使用者、所有者又は管理人から徴収する。</p> <p><u>5</u> 第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする住宅の使用人は、別に定めるところにより、これを企業長に申し込み、料金その他の取扱いに関し契約を締結しなければならない。</p>
--	--

第2条 八尾水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事費の算出方法)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>間接経費は、前各号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、企業長が別に定める。</u></p> <p>(水道施設の新設等に要する費用の負担)</p> <p>第29条 (略)</p>	<p>(工事費の算出方法)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>間接経費の算出方法については、</u>企業長が別に定める。</p> <p>(水道施設の新設等に要する費用の負担)</p> <p>第29条 (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>間接経費は、前3号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、企業長が別に定める。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>(料金等の納期限)</u></p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する納期限及び前項に規定する振替日が大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）第21条第3項に規定する日曜日等（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の翌日とする。</p> <p>4 <u>加入金等の納期限は、納入通知書を発行した日の翌日から起算して20日目に当たる日（当該日が日曜日等に該当する場合には、これらの日の翌日）とする。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>間接経費の算出方法については、企業長が別に定める。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>(料金の納期限)</u></p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する納期限及び前項に規定する振替日が大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）第21条第3項に規定する日曜日等に当たるときは、その日の翌日とする。</p>
---	---

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年10月1日から施行する。